

居宅介護支援事業所の特定事業所集中減算の取り扱いについて

1. 特定事業所集中減算における様式等について

- (1) 特定事業所集中減算判定様式は、別添様式1及び様式2とする。
なお、事業者において、これに準ずる様式により作成することは差し支えない。
- (2) 市長あて届出書及び正当な理由についての申請書は、別添様式3及び様式4とする。
- (3) 様式1は、平成30年4月以降毎月作成すること。（平成30年5月以降に指定した事業者にあつては、指定日以降毎月作成すること。）
- (4) 様式2は、判定期間（前期：3月1日から8月末日、後期：9月1日から翌2月末日）の翌月15日までに作成すること。なお、平成30年度においては、前期の判定期間を4月1日から8月末日までとする。
※判定期間の中途に指定した事業者については、指定日から判定期間満了日までを判定期間とする。
- (5) 様式2により判定した結果、紹介率最高法人の紹介率が80%を超える場合には、判定期間の翌月15日までに、様式3を作成し、大田市生活福祉課へ提出すること。
- (6) 正当な理由がある場合は、様式3に合わせて様式4を、正当な理由であることを示す挙証資料を添付して提出すること。
- (7) 判定様式は、判定期間後の算定期間が完結してから2年間保存しなければならない。

2. 判定した割合が80%を超えた場合の正当な理由の範囲について

正当な理由の範囲は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合とする。

ただし、次に掲げる事項について形式的な要件を満たしたことのみをもって、正当な理由として認めるものではなく、利用者へのサービス提供状況等の実態とあわせて、個別に判断することとする。

また、その他の理由がある場合についても、個別に判断することとする。

- ① 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に、特定事業所集中減算の対象サービスとなる指定居宅サービス事業所又は指定地域密着型サービス事業所（以下「指定居宅サービス事業所等」という。）が、各サービスごとでみた場合に5事業所未満であるため、特定の事業者に集中していると認められる場合
- ② 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者又は特別地域加算推薦対象地域に所在する事業者であつて、居宅サービス計画を作成した利用者の居住地が、特定地域加算地域内と特別地域加算推薦対象地域内であるものを合計した割合が90%以上であるため、特定の事業者に集中していると認められる場合

〔特別地域加算推薦対象地域〕…当該減算の正当な理由の範囲にのみ適用

大田市温泉津町のうち、旧温泉津町、旧福光村、旧福浦村及び旧井田村地域

- ③ 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合

- ④ 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下である場合
- ⑤ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した結果、特定の事業者に集中していると認められる場合

例えば、利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容について意見・助言を受けているものなど。

この場合、居宅介護支援事業者は、正当な理由に認定するための申請書に様式5を添えて提出するものとし、当該利用者の居宅サービス計画数及び指定居宅サービス事業所等の数を差し引いて算出した紹介率最高法人の占める割合が80%以下でなければならない。

- ⑥ 次に該当する場合等、正当な理由と市長が認めた場合

ア 地域包括支援センターから依頼された困難事例を受け入れたために、集中したと認められる場合（困難事例を除外すると80%以下となる場合）

イ 居宅介護支援事業者が適切なケアマネジメントを実施し、利用者のニーズ、解決すべき課題、課題の解決のための支援ができる指定居宅サービス事業所等を検討した上で、当該指定居宅サービス事業所等を位置付けることが適切であると判断した結果、特定の事業者に集中していると認められる場合

この場合、居宅介護支援事業者は、通常の事業の実施地域内等における指定居宅サービス事業所等のサービス内容等を利用者及びその家族に適切に情報提供した上で、利用者の指定居宅サービス事業所等に関する希望を勘案した結果、当該指定居宅サービス事業所等を選択したことが分かるよう、正当な理由に認定するための申請書に様式6を添えて提出すること。